

北の暮らし

紡ぐ つなぐ わくわく 未来

一般社団法人 北海道消費者協会
札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟
TEL(011)221-4217 <http://www.syouhisya.or.jp/>



臨時総会	2~3
消費者運動代表者会議	3
灯油価格高騰で緊急要請	4
賛助会員との意見交換会	4
非ゲノム食品に自主表示		
OK シードプロジェクト	5
マグネシウムを用いた洗濯の洗浄効果テスト	6~7
消費生活相談	8



第2回消費者運動代表者会議の様子



協会ホームページ



協会フェイスブック

泣き寝入りしない

100万円をだまし取られたら、賠償を求めるかもしれません。でも10万円なら？ 経費や時間を考えたら泣き寝入りするかもしれません。しかし、それが多くの消費者被害を生んでいたら許せないことです。

一人ひとりの消費者に代わり、集团的に被害の回復を求めて提訴できる制度をご存じですか。10月20日に消費者支援ネット北海道（ホクネット）が内閣総理大臣認定の「特定適格消費者団体」となり、道内でも容易に集团的被害回復の提訴ができるようになりました。

ホクネットは、北海道消費者協会などが団体正会員となり、2007年に設立されました。これまでは「適格消費者団体」として、不当な勧誘や契約、誤認表示などをやめるよう事業者に対し「申入れ」をし、受け入れない場合は「差止請求」訴訟を提起してきました。適格団体は全国で22、うち特定適格団体はこれで4団体となります。

被害回復の裁判は2段階あり、まず事業者の責任を定める共通義務確認訴訟を起こします。勝訴すると、第2段階に移り、被害者を募り裁判で賠償額を定めます。第1段階は、被害者が参加する必要がないため、冒頭で述べた経費や手間がかからず、個人の負担を減らしたのが大きな特徴です。

「欠陥商品を買わされた」「法外な解約料を請求された」など、同じ手口で多数の被害がある場合、個々の金額は大きくなくても、個人に代わって集团的に提訴することで泣き寝入りを防ぎ、結果的に悪質商法の抑止につながる事が期待されます。

被害にあわないのが第一ですが、同じ事業者の被害者が多数いる場合、ぜひこの制度を活用ください。



買い物かご

※題字下の「紡ぐ つなぐ わくわく 未来」は60周年キャッチコピーです。

会員募集中！申し込みはお近くの消費者協会へ

協会名

令和3年度 臨時総会 地域消費者組織活動促進費助成事業 混乱をお詫びし、経過を説明

北海道消費者協会は11月11日、札幌市内で臨時総会を開きました。全66協会のうち会場出席23、委任状43(うちリモート参加10)でした。道協会事務局は、道の監査で指摘され、是正を求められた地域消費者組織活動促進費助成事業の成り立ちから説明し、過去の包括的助成から事業助成に移行したことを明確化せずに運用してきたこと、監査の是正が令和2年度末の緊急対応となり、混乱を招いたことをお詫びし、今後の助成金の配分方法についての検討委員会の論議を報告しました。

畠山京子会長は「監査結果を受けた是正措置により、地域協会を困惑させ、ご迷惑をかけたことに改めてお詫びしたい」と陳謝しました。その上で「本日の臨時総会では、助成事業の仕組みについても詳しく説明するので、理解を深めてほしい」とあいさつしました。



助成事業の説明を聞く各協会の会長

◆
道協会からの説明要旨は以下の通りです。

助成金の経過

同助成事業は消費者運動の拡大を目的に道協会の自己財源に道の補助金を加えた構成で昭和46年に始まりました。地域の消費者運動を育成するため当初は納入会費を上回る助成が行われていました。しかし、道の財政難により補助金が減額され、道協会の自主財源も

協会数、会員数の減少に伴い減り続け、助成額は減少してきました。

助成は、道の間接補助を含めて道協会が全体予算の中から配分するため、地域協会の納入会費の67%を自動的に戻す(キックバック)ものではなく、単純に会費との相殺もできません。

仮に相殺しようとする、①会費収入が減ることで道協会の自主財源が減る②自主財源が減ると道の補助金が減る③補助金が減ると道協会全体の事業維持に支障が出る—こととなります。

道の財政事情は厳しく、今後も補助金の削減が予想されます。自主財源を維持することが補助金の確保につながるため、助成事業を見直す際は大きな枠組みで議論する必要があります。

道監査の結果

道監査委員による監査は、令和元年度の事業を対象に、昨年11月6日から行われました。今年2月5日に通知された監査結果では「各地域協会からの実施状況報告書が補助事業の完了期日である3月31日までに受理されておらず、さらに監査実施時においても報告書を受理していない協会があり、道補助金の対象経費の確認ができないものがあった」との指摘を受けました。

この結果を踏まえ、道からは令和2年度分の助成事業での是正を求められ、今年2～3月に各協会に年度末の緊急対応をお願いする事態となりました。十分な説明がないまま、取り扱いを変更したことで混乱を招きました。

助成金の算定に関する検討委員会

全道9地区からの委員9人で構成し、札幌協会の高田安春会長が委員長を務めます。こ

れまで2回開催し、助成金の歴史的経過や今回の事態について意見交換しました。

委員からは「事業助成に変更になったのに、従前の包括助成の運用をしてきたのは、道協会の不適正な解釈の結果だ」「会員数に基づいた配分は、会費のキックバックという誤解が続き、事業費で配分すべき」「各協会には道協会までの移動経費や規模、財政状況に差があり、配分は実情に配慮すべき」「これまでの配分を大きく変えることなく、申告は事業費ベースで行えばよい」といった意見が上がっています。

委員からは会費についても意見が出ていますが、委員会は助成金の配分を議論する場との位置づけであり、会費問題は理事会で議論を深めることとしています。



総会質疑では、滝川協会からの「いつから事業費補助に変わり、いつ認識したのか」との問いに、事務局は「平成18年度から団体活

動を支援する団体補助から事業費補助に変更になった、との記録がある」と説明しました。また、これまでの道監査や道補助担当課の調査では一切、指摘を受けてこなかったことを改めて報告しました。

このほか「助成金事業から道補助金を差し引いた分の助成はできないのか」との質問には「事業費から道の補助金を分離することはできない」と回答しました。



令和3年度は、コロナ禍で活動が見込めないなどとして10協会が助成事業の申請を辞退またはゼロ申請でした。同事業を最大限に活用してもらうべく、道協会は①代表者会議や北海道消費者大会を各協会との共催とし、旅費を含めた経費を助成対象にする②石油製品価格調査を当該協会との共催とし助成対象にする一ことを検討しています。新たな事務処理要領の詰めを行っています。

第2回消費者運動代表者会議 「ゲノム編集食品」テーマに久田氏が講演 ゲノム編集生物の市場流通に警鐘

北海道消費者協会は11月11日、札幌市内で第2回消費者運動代表者会議を行いました。会場参加26人、リモート(ZOOM)参加11人。北海道消費者協会も構成団体となっている北海道食といのちの会の久田徳二会長(北大客員教授)が「ゲノム編集食品は必要か～消費者の選択の権利は守られるのか～」と題し、トマト、マダイ、トラフグなど市場流通が見込まれるゲノム編集技術応用食品と遺伝子組み換え食品との違い、安全性の是非などについて世界情勢と日本における現状を話しました。

ゲノム編集の安全性について久田氏は「ゲノムは遺伝子全体を指し、ゲノム編集は遺伝子を操作する意味で遺伝子組み換えと変わらない。遺伝子機能の特定には役立つが安全性の面では未完の技術であり、実験室の外に出してはいけないのに、すでに流通に乗せてし

まった」と指摘。また、「狙った遺伝子以外の遺伝子を壊してしまうオフターゲットが起きているのに、例えばトマトのどこの遺伝子が壊れているのかという情報は公開されていない。生物なので傷ついた遺伝子の自己修復もありうるが、それがうまくいっているのか結果は公開されていない」とし、安全性が担保されていないと強調しました。



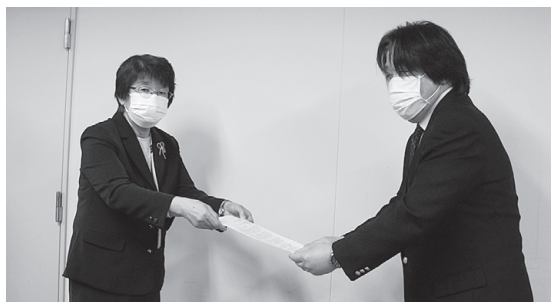
久田氏は安全性への警鐘を鳴らした上で、すでに流通販売されているゲノム編集食品に対し、「絶対に表示してほしいという消費者運動を作っていかなければならない」とし、全国で展開されている「OKシードプロジェクト」への賛同を呼びかけました。=5面参照

灯油価格の抑制と安定供給を道経産局、道に緊急要請 灯油は道民生活の「命綱」

灯油価格の高騰を受け、北海道消費者協会と札幌消費者協会は10月20日に北海道経済産業局、翌21日に北海道に対し、「灯油価格の抑制と安定供給を求める緊急要請」を行いました。灯油価格に関する要請は3年ぶり。

新型コロナウイルスで低迷していた世界経済が回復基調にあることなどから原油価格は上昇し、需要期を迎えた灯油価格が高騰しています。道協会が毎月実施している石油製品の価格動向調査では、10月の道内平均灯油価格は1ℓ当たり98.88円となりました。

冬の暖房を担う灯油は、積雪寒冷地に住む道民にとって「命綱」です。その価格が高騰し続けている状況を踏まえ、価格の抑制と生活困窮者等への支援および安定供給を求める緊急要請を行いました。



要請書を手渡す長島副会長
(左。道経産局)



道庁での緊急要請

道経産局には道協会の長島博子副会長と武野伸二専務理事、道へは札幌協会の高田安春会長、小島純専務理事も加わり、道民生活への深刻な影響の回避を訴えました。

要請に対し道経産局は「灯油価格は寒冷地の北海道において影響が大きいことは認識しており、要請内容は資源エネルギー庁にも報告したい」と答えました。道は「灯油価格の上昇を懸念している。ただ、今後の予想が難しく、消費生活モニター調査などでしっかり注視し、情報把握しながら適切な情報を消費者に届けていきたい」と回答しました。

その後、11月調査では108円となり、このまま推移すると昨年比で冬期半年の灯油支出は2万円以上の増となる試算です。

賛助会員との意見交換会開催 コロナ禍での現状を情報共有

北海道消費者協会は10月22日、道立消費生活センターで賛助会員との意見交換会を行いました。賛助会員8団体が出席し、コロナ禍における各業界の現状や対応策について情報交換しました。

道協会からは、この1年間の取り組み状況のほか、道立消費生活センターの相談状況、ホームページ改修に伴う賛助会員紹介ページについて説明しました。

意見交換では、1年以上続くコロナ禍での各業界の現状や今後の見通しなどについて説明してもらいました。多くの業界が昨年につき、コロナ禍による客足の伸び悩みや売り上

げ減など、影響が続いている現状が話されました。また、コロナ禍に対応した研修や会合などのオンライン開催が浸透しつつあるものの、ネット環境が整備されていない地域もあり、対応に苦慮する場面もあるとの声がありました。このほか、コロナ収束後を見据えた対応、原油価格高騰による価格等への影響など、各業界の現状について情報共有しました。



8団体が参加した意見交換会

OKシードプロジェクト始動 非ゲノム食品に自主表示



トマト、タイ、フグ…消費者の懸念をよそに遺伝子を操作したゲノム編集技術応用食品が次々と登場しています。しかし、表示が義務化されていないことから、消費者の選ぶ権利は行使できません。そこで「ゲノム編集食品を食べたくない」という声にこたえ、非ゲノムの種苗、食品にOKシードマーク=図=を自主表示する「OKシードプロジェクト」の活動が全国的に始まりました。



OKシードプロジェクトは、食と農の研究者である印鑰(いんやく)智哉さんが提唱し、北海道消費者協会が参加して5月に発足した北海道食といのちの会(会長・久田徳二北大客員教授)も協賛団体に加わっています。

ゲノム編集技術は一昨年、国が「遺伝子の切り取りであり、遺伝子組み換えとは違う」として流通を認めました。これを受け、今春には血圧抑制効果があるというギャバ成分を多く含むトマトが第1号として登場し、9月に肉厚のマダイ、10月は成長を速めたトラフグが承認されました。



「オフ・ターゲット」の懸念も…

遺伝子は、自然界でも紫外線などで突然変異が起き、人類はそれを選別し長い年月をかけて作物としてきました。じっくりと安全性を確かめながら育ててきたと言えます。しかしゲノム編集は遺伝子の特定の機能を奪うため、いわば何万丁ものさみを投入します。その結果、他のゲノムを傷つける「オフ・ターゲット」が懸念され、傷ついたゲノムがどう働くか、科学的には十分証明されていません。食べ続けて安全なのか、誰にもわからな



いのです。

こうしたこともあってEU(欧州連合)は、遺伝子組み換えとゲノム編集を区別せず、どちらにも強い規制を課しています。しかし日本ではゲノム編集技術に表示義務はありません。消費者には選ぶ権利があり、不安であれば買わないことで、その商品を淘汰できます。しかし、対象食品が増えていけば、表示がなければ個々の判別はできなくなるでしょう。

そこでOKシードマークが誕生しました。マークは、生産者や加工、流通の各事業者がプロジェクト事務局に事前申請・登録することで利用可能です。ただし、非ゲノムである根拠資料は用意する必要があります。使用無料。運動は7月に始まり、すでに道内を含む80近い事業者から登録があります。

OKシードマークについては次のURLから。<https://okseed.jp/>

新入職員紹介

総務・組織連携グループ 澤 優加

はじめまして。総務・組織連携グループに



配属となりました、澤優加(さわ・ゆか)と申します。食べることや運動することが好きで、体力には自信があります。早く業務を覚え、貢献できるよう努めますので、何卒よろしくお願い致します。

商品
テスト

マグネシウムを用いた洗濯の洗浄効果は？

近年、マグネシウムを用いた洗濯が注目されています。洗濯物と一緒に入れるとマグネシウムが水の成分を変化させ洗浄力が上がるというものですが、実際の洗浄力に関するデータが少なく、消費者からの問い合わせも多くあります。そこでマグネシウムを用いた洗濯を行い、マグネシウムを投入しない場合や洗剤と比較して実際に洗浄効果が認められるかをテストし、消費者へ情報提供します。

テスト方法

マグネシウム粒（表示値：純度99.95%）50gを市販の洗濯ネットに入れたものを洗濯物と一緒に洗濯機に投入。



浴比 1:30になるように重量を調節した洗濯物に複合汚れ、血液、ワインの3種類の人工汚染布（※1）を取り付け、洗濯機で洗濯（※2）。人工汚染布の洗濯前、洗濯後の反射率を測定し白度がどの程度上がったかで洗浄率（%）を求めました。次の①～⑨の条件で比較しました。

- ①マグネシウム不使用（水のみ）
- ②マグネシウム100g
- ③マグネシウム100g（浸け置き）（※3）
- ④マグネシウム200g（浸け置き）
- ⑤マグネシウム400g（浸け置き）
- ⑥マグネシウム800g（浸け置き）
- ⑦洗剤標準使用量（液体アタック：花王）
- ⑧洗剤標準使用量＋マグネシウム100g
- ⑨洗剤標準使用量＋マグネシウム200g

※1 複合汚れはタンパク質、オレイン酸、カーボンブラックなどを一定量附着させて襟垢を模した（一財）洗濯科学協会の人工汚染布、血液、ワインは国際規格に使用される EMPA 人工汚染布を使用。

※2 洗い20分→ためすぎ2分2回→脱水30秒

※3 洗い20分→20分間放置→5分洗い→ためすぎ2分2回→脱水30秒

テスト結果

マグネシウムを投入した場合、洗浄液の液性を示す水素イオン濃度（pH）が上がる傾向が認められました。マグネシウムの量を増やすほど pH が上がり、弱アルカリ性に上昇しました（※4）。洗剤とマグネシウムを併用した場合も pH は上昇しました。

○水素イオン濃度（pH）

洗濯条件	pH	
	洗濯前	洗濯後
水	7.5	7.8
マグネシウム100g	7.7	9.3
マグネシウム100g浸け置き	7.7	9.8
マグネシウム200g浸け置き	7.8	10.1
マグネシウム400g浸け置き	7.8	10.3
マグネシウム800g浸け置き	7.9	10.8
液体合成洗剤標準使用量	7.8	8.2
液体合成洗剤標準使用量＋マグネシウム100g	7.8	9.3
液体合成洗剤標準使用量＋マグネシウム200g	7.7	9.5

※4 家庭用品品質表示法ではpH 11.0以上:「アルカリ性」、11.0~8.0:「弱アルカリ性」、8.0~6.0:「中性」、6.0~3.0:「弱酸性」、3.0未満「酸性」と表示することとなっている。

〈複合汚れ〉

マグネシウムを投入した場合、いずれの条件においても洗浄率は水のみとほぼ同等でした。一方、洗剤の洗浄率は高く、マグネシウムの2倍以上でした。洗剤とマグネシウムを併用した場合、若干の洗浄率上昇は認められましたが、大幅な上昇ではありませんでした。

〈血液〉

マグネシウム投入量が増えるほど洗浄率が上がる傾向が認められました。洗浄液が弱アルカリ性になり、血液の主成分であるタンパク質に働いた可能性が考えられます。しかし、マグネシウムを800g投入しても洗浄率50%

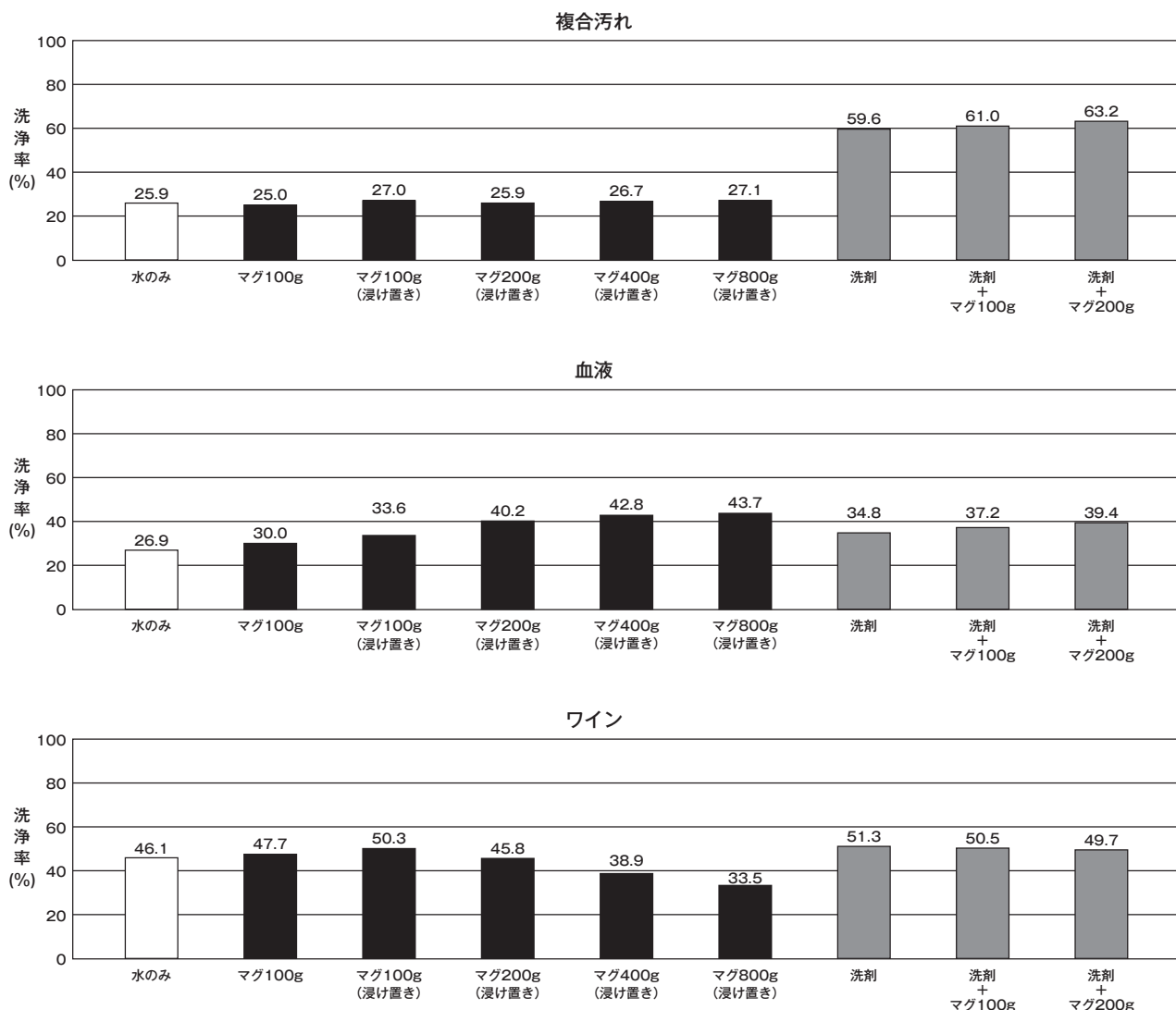
までにはいたらず、洗剤と比較しても大きく洗浄率が優れているわけではありませんでした。

〈ワイン〉

マグネシウム100g 浸け置きで洗剤と同程度の洗浄率となりましたが、マグネシウムを200g 以上投入していくと、洗浄率が低くなる傾向が認められました。原因としてワインの天然色素成分は酸性からアルカリ性になるほど赤色から青色へと変化することから白度が下がったと考えられます。

消費者へのアドバイス

マグネシウムには洗濯の洗浄液を弱アルカリ性に変化させることから汚れの種類によっては多少の効果は期待できますが、一般的な洗剤と同等の洗浄力はないと考えられます。



クリーニングでワンピースが色落ち 賠償でクリーニング代は返してくれる?

問 ワンピースをクリーニングに出したら、色落ちしていた。苦情を伝えると弁償すると回答されたが、その場合、クリーニング品のワンピースとクリーニング代は返してもらえるか。(50代 女性)

答 クリーニング事故があった場合、一般的には全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が作成した「クリーニング事故賠償基準」に則って賠償額が提示されます。賠償額は、同じ品質のものを事故発生時に購入する場合の価格をもとに、購入してからの月数などを考慮して算定されます。賠償金を受け取った場合、その品物の所有権は消費者から事業者に移るため、原則返却されません。

質問サイトで月額会員に 登録した覚えがないので解約したい

問 1週間ほど前に、1回の質問について500円で専門家が回答すると書いてある質問サイトを見つけた。クレジットカード情報を入力して会員登録し、パソコンについて質問し、回答を受け取った。その後、契約内容を確認したら、1カ月4,500円の月額会員になっていることに気付いた。月額会員に登録した覚えがないので解約したい。(50代 男性)

答 センターで質問サイトの利用規約を確認したところ、定額払い料金は30日間以内であれば返金を要求することができると記載がありました。また、会員契約の解約は24時間いつでもサイトにログインして手続き可能と記載があったものの、相談者はログインに必要な情報(アカウント)を忘れてしまったため、質問サイトの電話番号を相

消費生活相談

返却を希望する場合、店側と話し合うこととなりますが、一般的には返却されると賠償額が減額されます。



なお、事故の原因がクリーニング店にある場合は、クリーニング代金の請求を放棄することとされているため、代金は返金されることとなります。

クリーニングを利用する際は、受け取ってすぐ傷や色落ちがないか確認しましょう。

トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

談者に伝え、直接解約を申し出るよう助言しました。

また、相談者は気付かずにサブスクリプション※(以下、サブスク)の契約をしていました。サブスクはお試し期間として無料もしくは安価で一定期間利用することができる場合があります。その場合、多くは期間中に解約しなければ有料定額プランに移行し、1カ月、1年などの単位で料金が発生します。また多くの場合、一度契約すると解約しない限り自動的に支払が継続することとなります。クレジットカードやキャリア決済の請求明細は毎月確認しましょう。

※定められた金額を定期的に支払うことにより、継続的に商品やサービスの提供を受けることができるサービス



北海道立消費生活センター
相談専用電話

一人で悩むより…
☎ 050-7505-0999

「消費生活相談」の記事は道立消費生活センターの提供によります。本紙の記事を転載する場合は総務・組織連携グループまでご連絡ください。